

ウォーターPPP導入可能性調査業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、国土交通省の「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン 第2.0版」を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向け、本市公共下水道事業の特性に応じた詳細な業務範囲の設定、事業費の算定、導入スケジュールの整理、民間事業者への参入意向調査、導入効果を把握し事業スキーム等を決定することを目的とする。

2. 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 対象

(1) 対象事業

事業認可年度	昭和26年度
地方公営企業 法適用区分	一部適用 平成27年4月1日から
現在処理区内人口	140,974人
現在処理区域面積	1,145.083ha
流域下水道への 接続の有無	有(鴻池処理区) 大阪府寝屋川北部流域下水道(鴻池水みらいセンター)

(2) 対象施設

①管路施設

管路延長：356km(合流管)

②ポンプ場

ポンプ場の 名称	供用開始年	敷地面積 (㎡)	排水 面積 (ha)	1分間の揚水量		適用
				晴天時 最大 (m³)	雨天時 最大 (m³)	
八雲ポンプ場	昭和44年	1,430	183.29	14.6	698	守口 処理区
大枝ポンプ場	昭和43年 大枝第1ポンプ場 平成3年 大枝調整池 平成6年 大枝第2ポンプ場	6,300	286.10	39.2	530	
寺方ポンプ場	昭和41年	4,590	135.51	7.5	211	
梶ポンプ場	昭和51年	5,480	105.41	22.8	637	鴻池 処理区

③処理場

位置	供用 開始年	敷地面積 (m^2)	処理方法	処理能力		計画処理 人口 (人)
				晴天時 最大 ($\text{m}^3/\text{日}$)	雨天時 最大 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
A系列 南寺方東通 1丁目地内	昭和 47 年	21,900	標準活性 汚泥法	37,200	188,062	67,900
B 系列 大字高瀬 旧世木地内	平成元年	7,940		18,300	71,438	

4. 業務内容

(1) 現状分析・課題の洗い出し

(1)-1 基礎調査

本業務の基礎資料となる資料として、事業計画等の計画書、施設の運転・維持管理実績および維持管理委託費等について資料の収集を行う。収集・整理する資料は、主に以下の資料を想定しているが、これとは別に受託者の提案に応じて、協議のうえ可能な範囲で資料を提供するものとする。

- ・下水道事業計画書
- ・下水道ストックマネジメント実施方針
- ・下水道総合地震対策計画
- ・過年度の下水道ストックマネジメント点検調査資料
- ・包括的民間委託導入意向調査資料
- ・下水道施設の維持管理情報
- ・下水道等事業経営計画
- ・下水道等事業会計決算書及び付属書類 ほか

(1)-2 現状分析(ヒト、モノ、カネの現状分析)

本市各計画の基礎資料を整理後、ヒト(人材)、モノ(施設)、カネ(財務)等について、過去の経緯(推移)、現状、今後(10 年間程度)の見通しなどを整理することによって現状を分析し、各方面における課題を抽出する。現状分析において主に確認すべき事項、確認項目等については以下のとおりとする。

- (ア)事業環境
- (イ)施設(各施設の劣化及び投資状況、事故発生状況、施設の課題)
- (ウ)組織・人員(職員数・技術者数、委託状況)
- (エ)財務(財務収益性、財務安全性)
- (オ)その他(デジタル化等)

(1)-3 課題の洗い出し

前項にて整理した現状分析を基に、既存下水道施設の維持管理における課題の洗い出しを行う。

(ア) 将来的な課題の洗い出し

ヒト(職員数の減少)、モノ(施設の老朽化)、カネ(使用料収入の減少)等の将来的な課題を抽出する。

(イ) 解決すべき課題の整理

PPP/PFI 手法を導入することによって解決できる課題・導入目的を整理する。

(ウ) 重要度と対応期間の設定

PPP/PFI により解決すべき課題の重要度及び対応時期を設定した後、個別検討シートを作成する。個別検討シートには重要度及び対応時期を記載し、事業全体としての優先順位付けを行う。

(2) 課題への対応策の検討

(1)-2 現状分析・課題の洗い出しにて整理された各種課題について、課題一覧としてまとめ、各課題の重要度、対応時期については全体の中での重要度や緊急度を考慮し、再度整理を行う。

そのうえで、整理内容を基に各課題の対応方針及びその対応方針が PPP/PFI 手法によって対応可能かを検討し、PPP/PFI 手法によって対応すべき事項を整理する

(3) PPP/PFI 手法の比較検討

PPP/PFI 手法の選択における最終的な手法選択に向けて、選択候補となる手法について詳細な検討を行う。

まず、前項(2)課題への対応策の検討で洗い出した具体的な対応策について実施可能な PPP/ PFI 手法を 2～3 程度に絞り込む。それらの手法について対象業務、対象施設、事業期間についての詳細な検討および VFM についての簡易な検討を行う。

(4) 導入可能性のある PPP/PFI 手法の選択

(2)課題への対応策の検討で整理した対応策が実施できる手法を絞り込み選択する。この段階では手法を決定するのではなく、引き続き検討する(検討しない)事項の整理を行う。

その際、選択可能な項目が複数ある場合、複数の PPP/PFI 手法を進めていくことや、各手法を組み合わせた手法についても選択候補とする。なお PPF ガイドラインにはウォーターPPP に関して記載されていないが、本業務において選択する PPP/PFI 手法は、ウォーターPPP(コンセッション方式または管理更新一体マネジメント方式)に該当することを前提とする。

(5) マーケットサウンディング

民間事業者の参入意欲や官民連携における業務内容等に対する意見を把握するために参入意向調査を実施するためにアンケート内容を作成する。また、必要に応じて個別ヒアリング用の資料を作成する。

アンケート結果の集計、説明会及び個別ヒアリングにおける議事録を作成し、意向調査結果を作成する。

(6) 事業スキームの選定

(6)-1 事業スキームの選定

(1)～(2)で実施した課題への対応策と(3)～(4)での検討および選択した PPP/PFI 手法について(5)で実施した民間事業者の意向調査結果を踏まえた、ウォーターPPP の導入目的を満たすことができる事業スキーム構築し、管理・更新一体マネジメント方式では、更新実施型か更新支援型かの選択を行う。

(6)-2 法的制約・官民リスク分担の検討

選定したウォーターPPP の事業スキームについて、遵守すべき法令、補助制度などの支援措置や課題を整理し、課題をクリアする方策等について先行事例を参考に検討する。また、ウォーターPPP の実施にあたり特に留意すべきリスクを特定し、そのリスク分担を検討し、リスク分担表として整理する。

(7) 導入効果の検証

ウォーターPPP の導入に係る事業費を算出する。また、従来発注方式による費用との差又は比による比較により VFM を算出し、効果を定量的及び定性的に評価する。

なお、定量化することが難しい、地元企業の活性化、住民サービスや安全・安心の向上等、付加的な効果についてもできるだけ定量化を試行し、可能な範囲で精度を確保するものとする。

(8) モニタリング体制・方法の検討

ウォーターPPP の実施期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、ストックマネジメント計画等における内容と連動したモニタリング方法を考慮する。

また、必要に応じてマニュアルの提供や報告会の開催など市職員における技術力確保について考慮するものとする。

(9) 報告書の作成

本業務で収集した資料、PPP/PFI 手法の導入可能性調査に係る各種検討内容を整理し、報告書としてまとめる。

また、導入可能性調査の概要版を作成する。

5. 技術者等の配置

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))の資格、かつ、下水道施設における PPP/PFI 導入可能性調査業務または包括的民間委託導入可能性調査業務の履行実績を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。
- (3) 担当技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))、又は RCCM(下

水道)の資格を有する者を配置すること。

- (4) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))の資格、かつ、下水道施設における PPP/PFI 導入可能性調査業務または包括的民間委託導入可能性調査業務の履行実績を有する者を配置すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な直接雇用の技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

6. 照査

現状分析等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、ウォーターPPP の導入可能性調査全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施し、成果物に誤りがないよう努める。

- (1) 資料の収集・整理に関する照査
- (2) 現状分析・課題洗い出しに関する照査
- (3) 課題への対応策の検討に関する照査
- (4) 事業スキームに関する照査
- (5) 導入効果に関する照査

7. 業務計画書

受託者は、業務内容に関する計画書の作成に際し、次の項目を記載しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施体制・連絡体制
- (4) その他発注者と協議し必要とされた事項

8. 打合せ

業務に関する打合せは、着手時、中間 5 回、完了時の計 7 回を基本とする。議事録については受託者が作成し、速やかに提出するものとする。

9. 提出図書

提出すべき図書・成果品とその部数は、次のとおりとする。

- (1) 実施前
 - ① 実施計画書（工程表を含む。）
 - ② 会社実績・資格及び技術者の資格・直接雇用を証明する書類
- (2) 業務完了後
 - ① 概要版：30 部（イラストを使用した、カラーで分かりやすい物とする。）
 - ② 報告書：A4・1 部
 - ③ 打合せ議事録：A4・1 部
 - ④ その他参考資料：A4・1 部
 - ⑤ 上記図書の電子成果品：CD—R 又は DVD 一 R・1 部

10. その他

- (1) 受託者は、契約期間中に知り得た情報について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。本業務では、本市の財政情報等の行政情報の取り扱いが必須であるため、受託者は本市に登録している本店または営業所・支店にて個人情報の取扱いに関するリスクマネジメント体系を有する情報セキュリティマネジメントシステム(JISQ27001)を取得していること。
- (2) 本業務に係る制作物の著作権等の全ての権利は発注者に帰属する。
- (3) 本業務の終了後、成果品について、受託者の責による明らかな契約不適合が認められる場合は、受託者の負担により対応すること。
- (4) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受託者の協議により決定するものとする。

11. 参考資料

参考とする資料として次のとおりとする。 次の資料以外を参考とする場合には、あらかじめ発注者の承諾を受けたうえで準拠して本業務を行うこと。

- (1) 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン 第 2.0 版（国土交通省令和 7 年 4 月）
- (2) 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン
(国土交通省令和 4 年 3 月)
- (3) 地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（国土交通省平成 30 年 6 月）
- (4) VFMに関するガイドライン（内閣府 令和 5 年 6 月）
- (5) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(国土交通省令和 4 年 3 月)
- (6) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン
(処理場・ポンプ場施設編)（国土交通省令和 3 年 3 月）
- (7) PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド
(国土交通省平成 28 年 10 月)
- (8) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会 2019 年版）
- (9) 下水道使用料算定の基本的考え方（日本下水道協会 2016 年版）
- (10) 下水道維持管理指針（日本下水道協会 2014 年版）
- (11) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会 2019 年版）
- (12) 下水道経営改善ガイドライン（日本下水道協会 2014 年版）
- (13) 流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 参考資料（国土交通省平成 27 年）
- (14) 経営戦略策定・改定マニュアル（総務省 令和 4 年）
- (15) 上下水道分野における民間提案の手引き（国土交通省令和 6 年 4 月）
- (16) 下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関する Q&A
(国土交通省令和 6 年 4 月)
- (17) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省平成 13 年 4 月）

12. 特記事項

受託者は、今後本市が発注する W-PPP に係る官民連携業務委託に関する受託者にはなれない点に留意すること。

以上